（固定資産税に関する経過措置）

第四条　新規則附則第六条第十一項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2　新規則附則第六条第十二項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十三項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　新規則附則第六条第十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定するごみ処理施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十四項に規定するごみ処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　新規則附則第六条第十四項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する一般廃棄物の最終処分場に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十五項に規定する一般廃棄物の最終処分場に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　新規則附則第六条第二十四項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十五項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　新規則附則第六条第四十一項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第四十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　新規則附則第六条第七十五項の規定は、施行日以後に整備される同項第二号に規定する償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に整備された旧規則附則第六条第八十一項第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置）

第五条　新規則第二十五条第五項（第二号ロに係る部分に限る。）及び第二十七条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に保存が行われる法第七百四十八条第二項に規定する地方税関係書類（以下この項及び次項において「地方税関係書類」という。）又は法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項若しくは同条第二項に規定する書類に記載すべき事項（以下この項及び次項において「地方税関係書類等」という。）に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた地方税関係書類又は地方税関係書類等に記載すべき事項に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

2　施行日から令和五年七月二十九日までの間に地方税関係書類又は地方税関係書類等に記載すべき事項に係る電磁的記録について保存が行われる場合における新規則第二十五条第五項の規定の適用については、同項第二号ロ中「業務をいう。」とあるのは、「業務をいう。）又は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第七条の規定による改正後の地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第五条第一号（法第三百八十二条の四に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「六号施行日」という。）以後にされる同法第二十条の十の規定による証明書の交付について適用する。

2　第七条の規定による改正後の地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第五条第二号（法第三百八十二条の四に係る部分に限る。）の規定は、六号施行日以後にされる同法第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項の改正規定中「及び次項」を「、次項」に改め、「同法」に」の下に「、次条第三項若しくは第四項、第二条の三の三第十項、第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項、第十項若しくは第十二項」を「次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項」に」を加え、同項の次に一項を加える改正規定中「又は同法」を「若しくは同法」に、「提示した」を「提示し、又は次条第四項、第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した」に改める。

第二条の三の改正規定を次のように改める。

第二条の三の三第四項中「当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　当該国外居住者に係る前条第五項第一号に定める書類

二　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第五項第二号に定める書類

三　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第五項第三号に定める書類

第二条の三第五項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第六項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第二条の三の三第十項の改正規定中「「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に」を削る。

第二条の三の五第二項の改正規定中「「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に」を削る。

第二条の三の六第九項の改正規定中「「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に」を削り、同条第十項の改正規定中「「第二条の二第七項第二号」を「第二条の二第八項第二号」に」を削る。

附則第一条第五号中「、第二条の三の改正規定、第二条の三の三第十項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）、第二条の三の五第二項の改正規定（「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）及び第二条の三の六の改正規定（同条第九項中「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）」を「及び第二条の三の改正規定」に改める。